

巻 末 資 料

1. 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. ごみ排出量の実績及び将来見込み・・・・・・・・ 4

1. 用語集

1. 一般廃棄物と産業廃棄物

一般廃棄物は、「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」において、産業廃棄物以外のものと定義されており、家庭において生活を営む上で排出されるごみ「家庭系一般廃棄物」と事業所から排出される産業廃棄物以外の「事業系一般廃棄物」です。なお、以前、家電製品などでも広く使われていたポリ塩化ビフェニル（PCB）など、産業廃棄物以外であっても環境や人体への影響が特に問題視されるものについては、「特別管理一般廃棄物」として一般廃棄物とは区別しています。

①（産業廃棄物）

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	廃ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材または木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等
		貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固形化物）	

②（一般廃棄物） 上記以外のもの

2. 温室効果ガスと地球温暖化

温室効果ガスとは、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称で、二酸化炭素、メタン等が該当します。

また、大気中の温室効果ガスが増加し、大気や海洋の平均気温が上昇していく現象のことを地球温暖化といいます。

3. 家庭系ごみと事業系ごみ

家庭系ごみとは、日常生活を送る中で排出される厨芥類や紙くず等の焼却ごみ、びん類、かん類、さらには古紙類などの資源品他で、家庭で発生・排出されるごみです。

一方で、店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけではなく病院・学校・官公署など広く公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系廃棄物（事業系ごみ）といい、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に大別され、そのうちの産業廃棄物以外のごみを、事業系一般廃棄物としています。

4. サーマルリサイクルとマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル

サーマルリサイクルとは、ごみを燃やし、その際に発生する熱をエネルギーとして利用することです。具体的には、回収した熱を冷暖房や温水プールの熱源としたり、蒸気のかたちで回収し、発電に利用しています。

一方、ごみを原料として再利用することを「材料リサイクル」（マテリアルリサイクル）と呼びます。具体的には、飲料缶を回収して土木資材に再生するなどしています。

なお、ペットボトルのリサイクルは、樹脂の原料まで処理することでペットボトルや繊維の原料として利用されており、これを「ケミカルリサイクル」と呼んでいます。

5. 在宅医療と感染性廃棄物

在宅医療は、広義には病院外で行う医療全般をさします。たとえば病院で処方してもらった薬を自宅で飲んだり、注射薬を使用しつつ職場に通ったりするなど、通常社会生活を行いながら、自宅で行う医療です。在宅医療は外来通院医療、入院医療に次ぐ「第三の医療」とも言われ、今後ますます増加・多様化すると考えられています。

こうした在宅医療において、問題となっているのが感染性廃棄物です。これは、「人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物」であり、これらの処理については、廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）により特別管理廃棄物と規定されています。

発生した感染性廃棄物は、通常的一般廃棄物や産業廃棄物とは分離し、密閉容器等に保管し、容器にバイオハザードマークを表示します。また、運搬や処理処分についても感染性廃棄物の許可をもった業者により、厳重な管理のもと処理することが必要

です。

6. 焼却残渣

ごみを焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分と未燃分（燃え残り）からなります。燃やせるごみに金属やガラス等が混入すると、未燃分（燃え残り）となり、焼却炉内で詰まる等により設備を損傷してしまいます。

7. 中間処理と最終処分

中間処理は、集められたごみを焼却、選別、破碎などの処理を行うことです。過去のごみ処理は、単純に容積を小さくするための焼却処理や破碎処理が行われてきましたが、現在では、素材ごとに選別回収したり、不純物を除去するなども行われています。また、焼却処理では、発生する熱を回収利用する取り組みも行われています。

最終処分は、廃棄物処理法において、「埋立処分」、「海洋投棄処分」または「再生」のことを言いますが、本計画では、「最終処分場に埋立処分すること」、としています。

最終処分先である最終処分場は、ガラス類など不燃物のみを埋立処分できる「安定型処分場」、有機物等が含まれるごみを埋立処分する「管理型処分場」、さらに、有害なごみを埋立処分する「遮断型処分場」があります。

8. PCB

ポリ塩化ビフェニル（polychlorinated biphenyl）は、略してPCB（ピーシービー）とも呼ばれています。この物質は、人工的に化合されたもので、熱に対して安定で、電気絶縁性が高く、耐薬品性に優れていることから、電気機器の絶縁油など幅広い分野に用いられていました。一方、生体に対する毒性が高く発癌性があるなど、有害であるため、現在、PCB自体の製造・輸入・使用は禁止されていますが、PCBを含む電子機器等が継続して使用されている可能性があります。こうした機器が廃棄物となった場合は、「特別管理廃棄物」として厳重な管理による処理が必要です。また、国においては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）」を定め、適正処理を進めています。

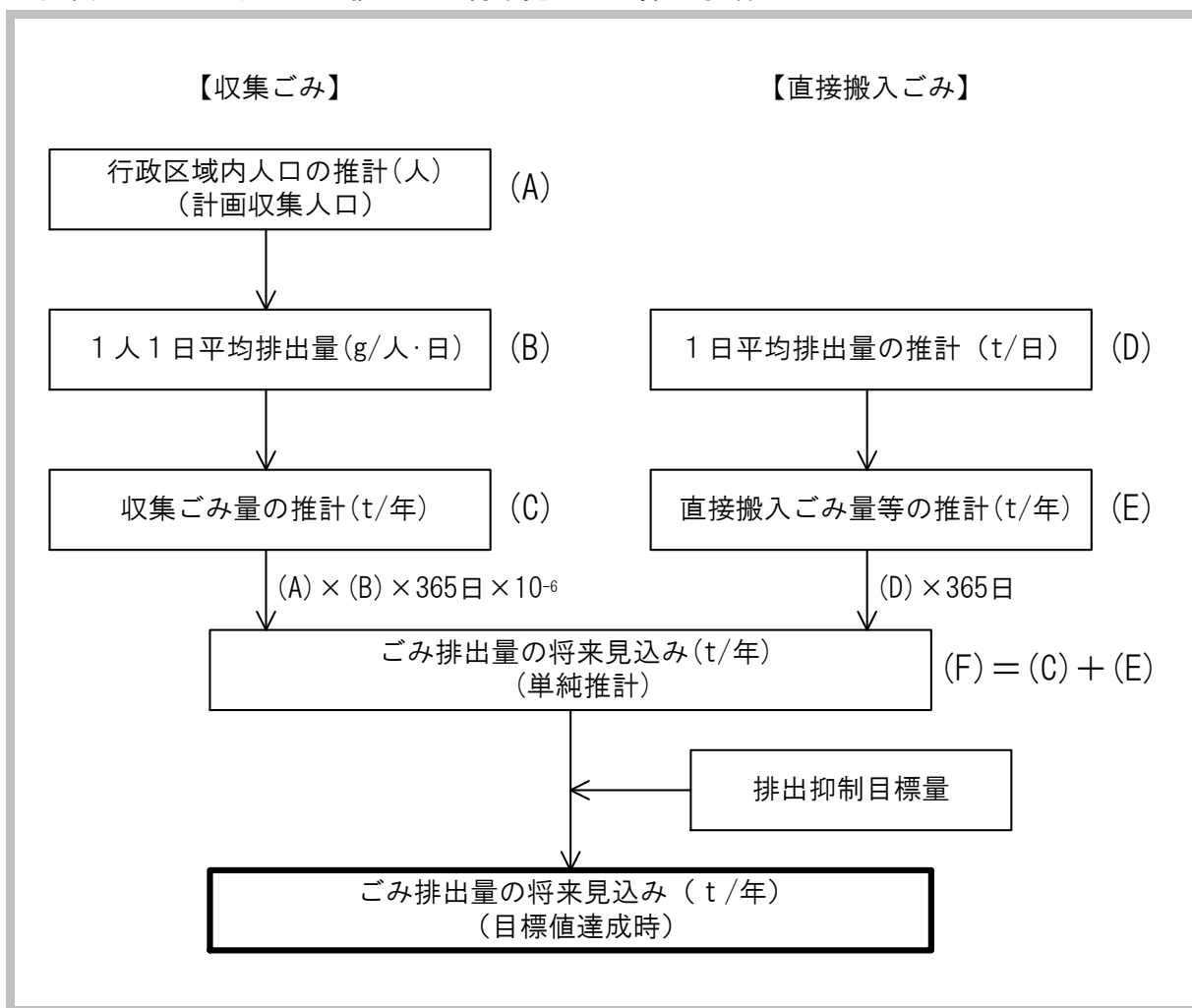
2. ごみ排出量の実績及び将来見込み

1. 将来見込みの算出手順

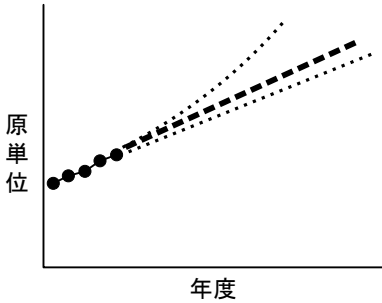
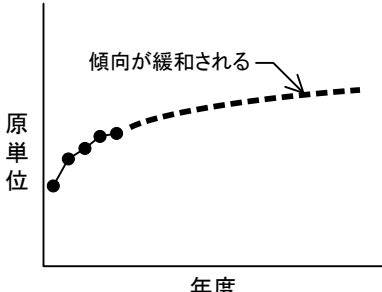
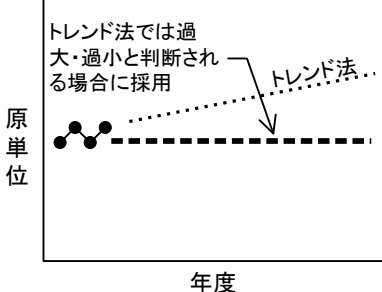
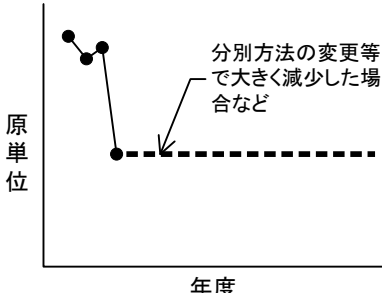
本計画における人口及びごみ排出量の将来見込みは、図表 2-1 に示す手順で算出しました。具体的には、将来推計は、過去の実績値についてトレンド（傾向）分析を行った回帰式を用いて行いました。なお、将来値を推計するにあたり、異常値と判断できる実績値は除外するとともに、過去の推移などを参考に、適宜、適切な推計方法（式）を採用しました。この結果、得られた推計結果を『単純推計』としました。

一方、ごみ排出抑制施策を講じるものとして目標値を定め、その目標値が達成された場合の将来推計を『目標値達成時』としました。

◆図表 2-1 人口及びごみ排出量の将来見込みの算出手順



◆図表 2-2 採用する推計方法の考え方

推計方法	考え方
最小二乗法 等差級数法 等比級数法	○ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後この傾向が続くと考えられる場合に採用します。 ○ 過大過小とならないよう、3方法の中位を採用します。 
対数回帰法	○ 増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと判断できる場合に採用します。 ○ 前出の推計は、直線的に増減するため、長期的にみると過大となったり、減少傾向の場合にゼロとなったりする場合がありますが、こうしたことは起こり得ないと判断できる場合等に採用します。 
平均	○ 長期的には横ばい傾向で、各年では増減を繰り返しているような場合で、最小二乗法では実績値を反映した推計が困難と判断される場合に採用します。 ○ 最新年のデータが増加している場合に増加傾向を示す推計となり、長期的に不合理となる場合があります。 
指定年	○ 過去の実績値がない、あるいは分別区分の変更等により、将来推計を行ううえで参考とならないと判断される場合に最新年をもって将来推計値とする場合等に採用します。 

2. 行政区域内人口の推計

1) 総合計画目標人口

本町では、平成 19 年 12 月に策定した「吉賀町まちづくり計画」（以下「総合計画」という。）において、平成 28 年度の目標人口を 6,200 人と設定しています。

2) 住民基本台帳人口(年度末)の実績

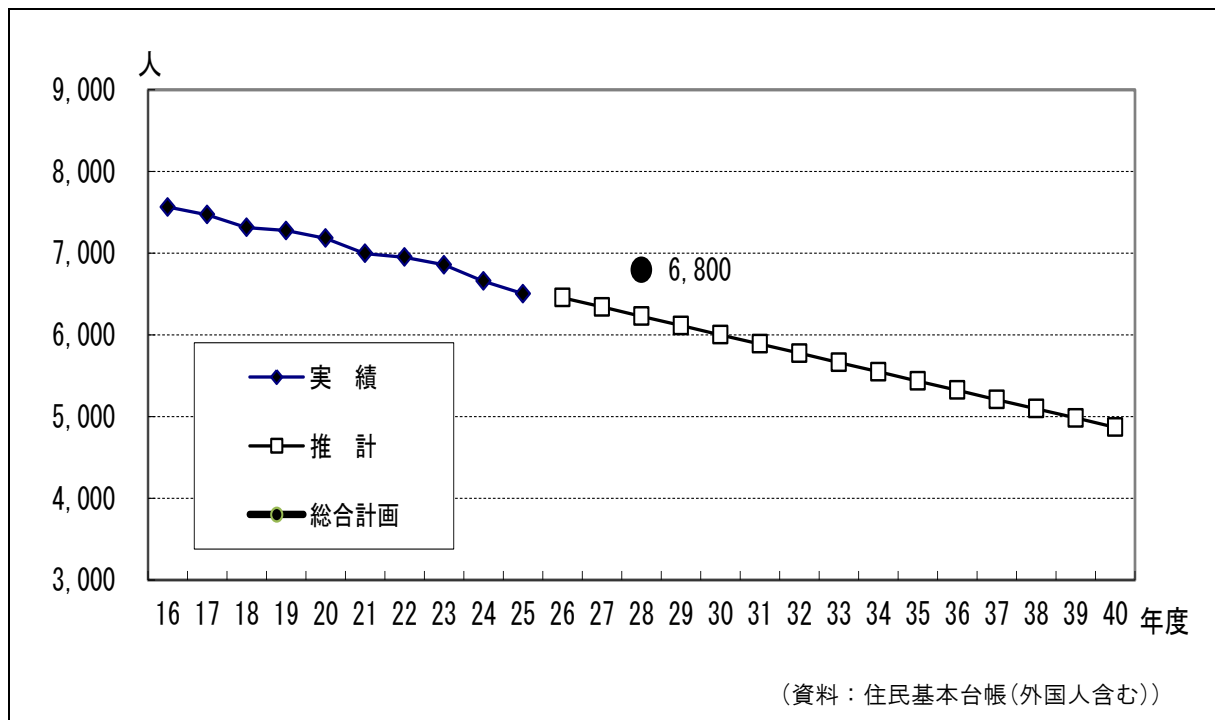
住民基本台帳人口（10/1 付、外国人登録人口含む）の実績は、図表 2-3 に示すように、増減はあるものの概ね減少傾向にあります。平成 25 年度の実績値は、6,505 人と過去 10 年間で 154 人の減少となっており、総合計画における目標人口と乖離しています。

3) 将来人口

本計画における将来人口は、ごみ処理の適正化にむけた具体的な施策展開のため、政策的な将来人口として位置づけられる総合計画の目標人口ではなく、現実に近いものとする必要があります。

以上から、本計画では、過去の実績値を基にしたトレンド法による推計人口を用いるものとししました。

◆図表 2-3 行政区域内人口の実績と将来推計値



3. ごみ排出量の将来見込み（単純推計）

収集ごみについては、ごみ種類別の 1 人 1 日平均排出量を原単位とし、これを将来推計したうえで、行政区域内人口の将来推計結果を乗じることにより、収集ごみ排出量の将来推計値（単純推計）としました。

また、直接搬入ごみは、1 日平均排出量を原単位とし、これを将来推計することによりごみ排出量の将来推計値としました。

単純推計値を図表 2-4 に示します。また、ごみ種類ごとの推計式については、行政区域内人口とわせ、資料 1～12 に示します。

収集ごみ	原単位＝1 人 1 日当たりごみ排出量(g/人・日) ＝年間排出量(t/年)÷計画収集人口(人)÷365(日)×10 ⁶
直接搬入ごみ	原単位＝1 日平均排出量(t/日) ＝年間排出量(t/年)÷365(日)

4. 排出削減目標値等の設定と目標値を達成した場合の将来見込み（目標値達成時）

ごみ種類別の単純推計値をみると、ほとんどのごみ種類が将来にも減少するか、概ね横ばいで推移すると見込まれます。

そのため、本計画における数値目標は、燃えるごみを対象に、最新年である平成 25 年度実績値の 10%を削減量としました。また、目標量は、数値目標年度である平成 31 年度において達成されるものとしました。

なお、目標値を設定しないその他のごみ種類についても、減少見込みである将来値（単純推計値）が達成できるよう、施策等を講じるものとします。

目標値が達成された場合の将来見込み値を図表 2-5 に示します。

5. 収集可燃ごみの分別目標を達成した場合の将来見込み

収集可燃ごみに含まれる古紙類が潜在していると仮定し、約 20 グラムが資源ごみに移行することを見込んだ将来推計値を算出しました。

なお、目標値を設定しないその他のごみ種類についても、減少見込みである将来値（単純推計値）が達成できるよう、施策等を講じるものとします。

目標値が達成された場合の将来見込み値を図表 2-6 に示します。

6. ごみ処理内訳の実績と将来見込み（目標値達成時）

施設等に搬入されたごみについて、選別等の中間処理を行った後の処理内訳（資源物や埋立物量など）は、最新年である平成 25 年度の実績値を基に比率按分しました。また、将来の処理体制も考慮しました。ごみ処理内訳の実績と将来見込みを図表 2-7 に示します。